

【月刊】

キャッチ ピース

42

通巻121号 / 1996.5.20 定価100円

自衛隊の海外派兵を食い止め、大幅軍縮を！
米軍基地を撤去しよう！
反核運動を継続し、核廃絶を！
憲法9条を世界に！
市民による平和政策を提起しよう！
草の根の国際共同作業を進めよう！



5.19 YOKOSUKA

安保再定義の正体

深まる「アメリカの戦争」への加担/リムパック＝16才の海外派兵

現場検証：厚木・佐世保

「安保」と「自治」をキーワードに沖縄から全国キャラバン

市民平和訴訟：東京も不当判決

- 維持会員（月額）
 - 参加会員（月額）
 - 通信会員（年額）
- 個人1口1000円 個人1口 500円 3000円
 団体1口2000円 団体1口1000円
 〈会費は本誌購読料を含みます〉

脱軍備ネットワーク
キャッチピース

既成事実を追認、 不公正と被害を温存・拡散し、 「戦う軍事同盟」に。 それが「安保再定義」の正体だ。

湯浅一郎 (ピースリンク広島・呉・岩国)

四月の日米首脳会談は、安保に関する共同宣言をあげ、「安保をアジア太平洋全体の安定と繁栄」のためと称して、これまでの「極東の安全を守る」という位置づけから大きく踏み出し、安保条約の第五、六条をなし崩しの破り、その拡大を図った。そもそも二国間の条約をなぜアジア太平洋全域にまで拡大できるのか、それぞれの地域の主権を無視した全くおこがましい話だ。

基地をタライ回し

首脳会談の直前、沖縄の基地に関する日米特別行動委員会(SACO)は、「普天間基地の全面返還」や沖縄の基地の二〇%縮小をうたった中間報告を公表した。橋本首相は、これで得点をかせいだのだそうだが、実際は基地のたらいまわしでしかない。それはアジア十万人、日本五万九千人(軍艦上乗員一万二千人含む)の前方展開兵力を維持することが前提であり、本質的な基地の削減とは程遠く、むしろ基地の現状を固定化するものでしかない。

私たち広島に住民にとって切実な岩国に関して中間報告は、「普天間飛行場に配備されているKC130航空機を岩国飛行場に移駐し、その支援施設を岩国飛行場に移設するとともに、ほぼ同数のハリアー航空機を米国に移駐する」としている。これは、沖縄県が最も優先的に撤去を求める普天間を岩国や嘉手納に分散するだけである。

その上、政府はしぶとく、沖縄の基地縮小とのバスターとして、これまで実現できなかった新しい段階に安保を質的に転換する一連の取り決めを行った。クリントン大統領来日前日の十五日には日米物器互換融通提供協定(ACSA)が調印された。共同演習とPKOに限ってではあるが、物品(武器部品を含む)と労働力を融通しあおうというわけだ。「思いやり予算」を拠出するうえに、物と労働力を提供し、物質的な条件を供えるということだ。

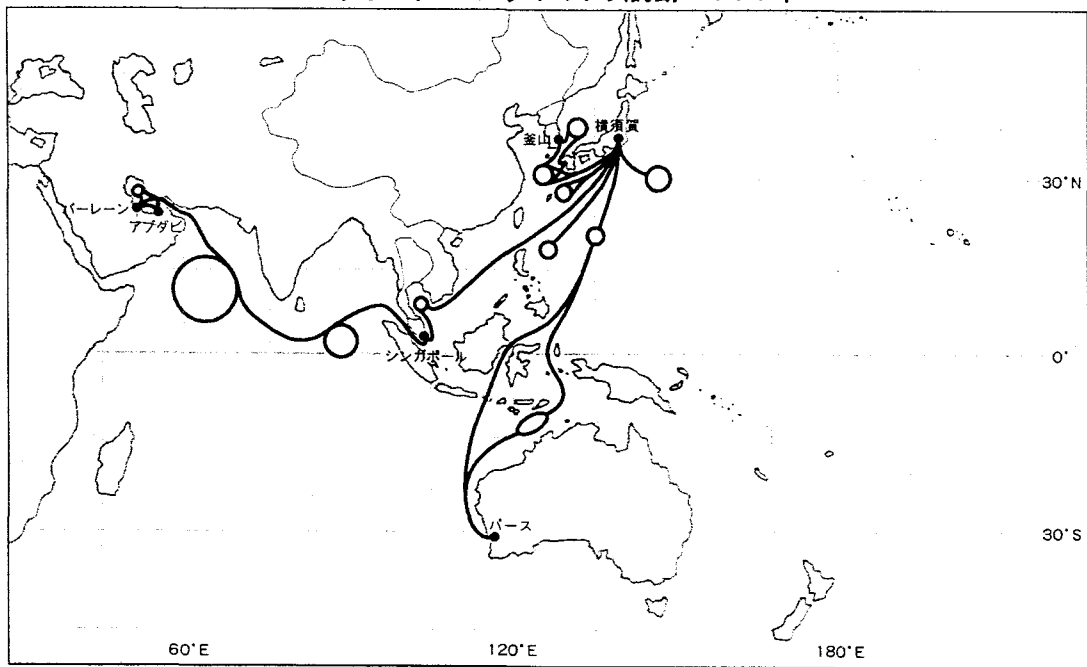
更に極東有事に際して、日米の防衛協力のあり方を具体的に検討する方向でガイドラインを見直すという。有事法制化の突破口を作り、戦

争ができる国家体制作りへ大きく踏み出した。九二年一月の東京宣言を公然化した第四次安保大改訂とも言ふべきことが強行されたのである。これは二重の意味で日本が手をつけてはならないことである。憲法九条によって日本は「戦争をする権利を放棄」している。安保を拡大・強化し、米軍と共同で戦争を担うことは、事実上「集団自衛権」を行使することであり、憲法九条を放棄し、日本も戦争に関わることを意味している。

第二は、そもそもガイドライン自体が、「専守防衛」の枠をはみ出し、世界の警察としての米軍を補助する軍隊として自衛隊も共に行動できるシステムを形成してきたのである。リムパック環太平洋合同演習に示される集団的な軍事行動に自衛隊が米軍に次ぐ規模で参加しはじめたのは、ガイドライン締結から二年後だった。そして中曽根時代に、「日本有事」、「極東有事」に関する共同研究をすすめ、軍事的には、すでに日米の軍事一体化を果たし、アジア太平洋全域への進出を虎視たんたと狙ってきた

(18ページへ)

空母インデペンデンスの航跡 1993年



平和資料協同組合(梅林宏道代表)は、米国情報公開法で入手した資料により空母インデペンデンスの最近3年間の航跡を分析した。1992年1月1日から1994年12月31日の間で、母港横須賀に停泊していた576日をのぞいた航海日数520日のうち、いわゆる「極東内」(フィリピン以北)における航海日数は

144日。逆に「極東外」の航海日数は361日にのぼっている。横須賀を離れていた日数の約70%は、「極東外」での作戦に従事していたことになる。インデペンデンスは日米安保条約第6条「極東条項」(13ページ参照)を無視して行動してきた。「安保再定義」はこの既成事実を追認・合法化したのだ。

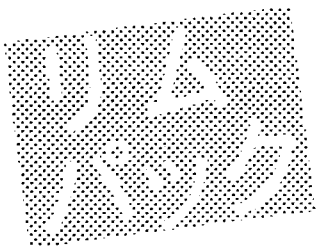
たのだ。今回の「安保再定義」は、その全貌を内外に示し、条約を軍事的な実態に合わせようとしたものとも考えられる。自衛隊は、名実ともに「専守防衛」の枠をとりはらい、日米両国の膨大な利権を守るために、両者が共同で軍事的に行動する体制固めをしたのである。

民主主義の不在

これほど重大な選択が、なぜ政府間の取り決めだけでできるのか。平和憲法、特に憲法九条をも殺すことになる選択を、一方的に進めたことに強く抗議し、改めて「安保の拡大・強化となる再定義」を白紙撤回するよう求める運動が強く切望される。米ソ冷戦の時代には、安保や米軍・自衛隊の存在を「対ソ脅威論」

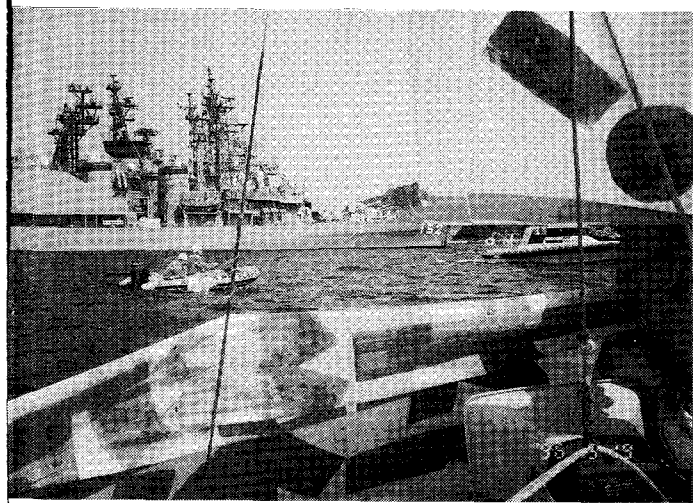
によって正当化していたが、冷戦終結後も、何一つ変わることはなかった。なしくずし的に、情性で軍事力を維持しているうちに、今度は、「アジア太平洋の安定と繁栄」のために日米の軍事力を維持するというわけである。有事が想定されているところは、朝鮮半島、台湾海峡そして中東である。ボトムアップレビューで想定されている二つの大規模地域紛争(MRC)に米軍が対処する際に、日米の協力関係をどう具体化するか

(18ページへ)



16年前に始まった 「海外派兵」と「集団防衛」

——五月二日から六月二日までの予定で、リムパック(環太平洋合同演習)がハワイ沖で行われている。海上自衛隊は護衛艦八隻、P3C対戦哨戒機八機、潜水艦一隻と二〇〇人以上の要員を派遣している。日本が参加したのは八〇年から今回が九回目。自衛隊は「海外派兵と集団防衛」の既成事実をこうして積み重ねているのだ。護衛艦が出発した呉では五月九日「ピースリンク」が、横須賀では十九日「ヨコスカ平和船団」が抗議行動を展開した。ヨコスカ平和船団の声明を掲載する。



「声明」

ヨコスカ平和船団 非核市民宣言運動ヨコスカ

一九八〇年、自衛隊が環太平洋統合演習「リムパック」に参加したとき、私たちは自衛隊が海外派兵演習に踏み切ったと、反対の声を上げました。抗議の船を出し、自衛艦に、参加しないように必死に訴えました。横須賀港を出ていく護衛艦の後姿を見ながら、とうとうここまで来てしまったかと、体が振るえたことを覚えています。

その次のリムパックで、私たちは、演習が行われる地域で、リムパックに反対する人たちがいることを知りました。ハワイの住民組織「カホラエ・オハナ」の人々です。彼らは、リムパック演習を「侵略」と指摘し、演習の即時中止を訴えていました。しかし海上自衛隊は、彼らが「聖地」と呼び、自治権回復運動のシンボルである、カホラベ島へ、一〇〇発の実弾を撃ち込みました。リムパックは文字どおり、海外での軍事行動でした。

海上自衛隊がリムパックに参加して

から、今年で一六年という月日が流れました。今、自衛隊は演習ではなく、実際の「海外派兵」を繰り返し、軍隊になってしまいました。そして、昨年の日米合同演習では、憲法が禁止する「集団自衛権」に踏み込む演習にまで、こまを進めています。

「一九九四年ハワイ沖で行われた環太平洋統合演習(リムパック)。湾岸戦争の際、米海軍が実施した対イラク海上阻止行動と同じ内容のデモンステレーションが行われた。阻止行動は国連安全保障理事会の制裁決議や多国籍軍の展開を想定しており、現在の憲法解釈では海上自衛隊の参加は無理とされてきた。しかし、昨秋の海上自衛隊演習で海自はひそかに米海軍とこれを実施。」(一九九六年五月十四日「神奈川新聞」)

リムパックそのものが、集団自衛権の行使を前提とする演習です。今回の参加国はアメリカ、オーストラ

リア、カナダ、韓国、チリそして日本です。米軍を中心に演習を組むだけといいますが、実質は多国籍軍による軍事展開と言わざるを得ません。

安保再定義によって、自衛隊の任務の拡大がうたわれました。日米防衛協力の指針(ガイドライン)の見直しも始まりました。有事研究などによって、憲法の空洞化はより一層深まろうとしています。リムパックは、海の上という人目につかないところで、こうした事態を先取りし、既成事実を積み重ねてきました。

今日、九回目のリムパック演習に参加する自衛艦が横須賀を出発しようとしています。私たちは平和船団を出し、「九条を殺すな!」と自衛官に呼びかけます。憲法の破られる演習や、軍事行動の現場にいる自衛官こそが、憲法を守ることが出来る人々であり、それが自衛艦の安全を確保することでもありと確信するからです。

行くな!リムパック

在日米軍基地返還に伴う基地機能の県内
移設に反対し本土及び米国領アジア太
平洋地域への再配置を求める要請

一九九六年四月十二日、日米首脳会談に先立ち橋本首相とモンテール駐日大使は共同記者会見を行い、普天間飛行場の全面返還（五～七年以内）に合意した旨を発表した。これは沖縄県民にとっては青天の霹靂とでもいふべき喜びの瞬間であった。ところが四月十五日、日米特別行動委員会の中間報告が発表された報告内容は返還する基地の機能を損なうことなく、主として県内の他の基地への移設、統合又は新設するというものである。このことは戦後五十年にわたって米軍基地との混住を余儀なくされ、その重圧の下で生きてきた沖縄県民にとって耐え難い苦痛の長期化を強いるものであり、喜び合えるようなものではない。盛り上がる沖縄県民の基地返還を求める世論に反して、在沖米軍の異常さ、過密さを看過し、沖縄県民の人権、生活権を含め、今日までの血のにじむような訴えを全く無視したものである。県民の忍従の限度をはるかに越える現在の米軍基地の実態と今回の返還に伴う機能移設、統合、新設をはかる日米両政府に怒りを込めて厳重に抗議するものである。そこで沖縄県中部市町村会（十三市町村）は、この新たな提案をする。

- 一、最重要案件の一つである「普天間飛行場」の全面返還については、県民世論をはじめ県の「基地返還アクションプログラム」による「国際都市整備構想」とも一致するものであり、日米の政治的決断による返還合意については一定の評価をするものである。
- 二、普天間飛行場等返還合意のなされた軍用地の跡地利用については、沖縄県側の行政、地主会、経済界、学識経験者等関係者は総力を結集して取り組む決意を固める。それを成功させる為、特別立法によって国の責務を明確にして、必要な行財政措置を講ずること。
- 三、中間報告にうたわれている、普天間飛行場の持つ軍事的機能を嘉手納飛行場と嘉手納爆薬庫地区に移設、統合、新設するという内容は五十年にわたって基地被害を受けてきた地域住民に更なる地獄の苦しみを強いるものであり、断じてこれを拒否するものである。その他の基地についても県内移設、統合、新設については同様である。
- 四、日米安保の重要性が強調される中において、安保による基地被害を沖縄県民のみで受ける理由はない。アメリカ政府は、米国内の基地の再編閉鎖計画を進めており、その観点に立って在沖米軍基地の再配置、又は機能の移設、統合を日本本土及び米国領アジア太平洋地域まで拡大して進めること。このような視点にたつて、沖縄県の米軍基地問題を解決することを日米関係者に強く要請する。

平成八年四月三十日
沖縄県中部市町村会
会長 桃原正賢

あて先) アメリカ大統領 駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米軍司令官 内閣総理大臣 外務大臣 各政党代表 防衛庁長官 防衛施設庁長官 那覇防衛施設局局長

沖縄が つきつける もの

●五月十日、沖縄県取用委員会は、楚辺送信所の知花さんの土地に対して国が申し立てていた「緊急使用」を却下した。沖縄の人々の熱い思いとたたかいたが、制度の氷の壁を徐々にだが確実にに溶かし始めている。

●だが、基地は依然として、そしてこれからも沖縄に居座ろうとしている。SACO中間報告に示されたのはたんなる基地の分散、タライ回し。それどころか普天間返還と引き替えに嘉

手納の増強をせしめてしまつた。沖縄は訴えている。「安保が重要というのなら、基地を本土に移せ」と（右の声明文参照）。

基地はどこにあつてもいけないこと、そして「移転」が決して本質的解決ではありえないことを、誰よりも知っている沖縄の人々から発せられるこの言葉は、私たちがたじろがせる。

●「安保は重要だ」と語る政治家たちの中から、自分の選挙区に沖縄の基地を誘致するとい

う言葉は聞こえてこない。そんなことをしたら自分の身がもたないということだろう。これに代表される偽善と保身とことなかれ主義の上で、安保は成立してきた。「再定義」は可能だった。沖縄はそのことを本土に向かつて突きつけているのだ。

●私たちがたじろいでいる、そのあり様から目を逸らさず、一つ一つ具体的に積み重ねていく以外に答えは見つからない。

(田巻一彦)

基地はいらない! 沖縄発 全国キャラバン

◆結党以来四五年、沖縄「土着の」政党として、ユニークかつ存在感あふれる活動を展開してきた沖縄社会大衆党と、市民運動の中から「地域政党」(ローカルパーティ)作りをめざして活動している各地のグループそして反戦・平和の市民グループが共同で全国キャラバンを計画している。

◆沖縄県は二〇一五年までに基地全面撤去をめざす「アクションプログラム」を作った(四〇号参照)。キャラバン隊は「基地をなくしていくためのアクション・プログラムを、本土でも!」とよびかけながら、北から南まで自治体や市民運動を訪ねて歩く計画だ。

◆キーワードは「自治体と基地」。沖縄県のがんばりを全国にひろげるにはどうすればいいのか、各地の運動実践と交流し、出合をつなぎながらの全国キャラバン。キャッチピースも賛同・協力していきたいと思えます。ぜひご支援を! そして、あなたの町を訪ねるキャラバン隊を迎えてください!

(田巻一彦)

日本にいらぬ基地は沖縄にもいらぬ 日米安保「再定義」に異議あり! 在日米軍の基地撤去を求める

沖縄発全国キャラバン

96.6.16-6.28

●よびかけ団体 (5/23 現在)

沖縄社会大衆党 03 (3508) 8336 (参議院島袋宗康事務所) 市民新党にいがた 025 (230) 6368 九州ローパス 096 (345) 5904 静岡ローパス 054 (273) 7733 ピースリンク広島・呉・岩国 0823 (21) 2414 (呉 YWCA) ピースネット 03 (3813) 6490

●主な訪問先 (予定)

*南ルート 6/16 沖縄→日出生台演習場関係自治体→佐世保→岩国→広島→呉→神戸→御殿場→神奈川(横須賀・厚木など)→6/28 東京
*北ルート 6/17 帯広→別海→上富良野→恵庭→三沢→大和→西郷→巻→関山演習場周辺自治体→立川・福生→6/28 東京

6/28 夜 東京で集約集会

●賛同団体・個人を募集しています

賛同カンパ 団体一口5,000円 個人一口2,000円

カンパ送金先 郵便振替 01980-8-64781 「ローカルパーティを考える会・九州」

●問い合わせ連絡先

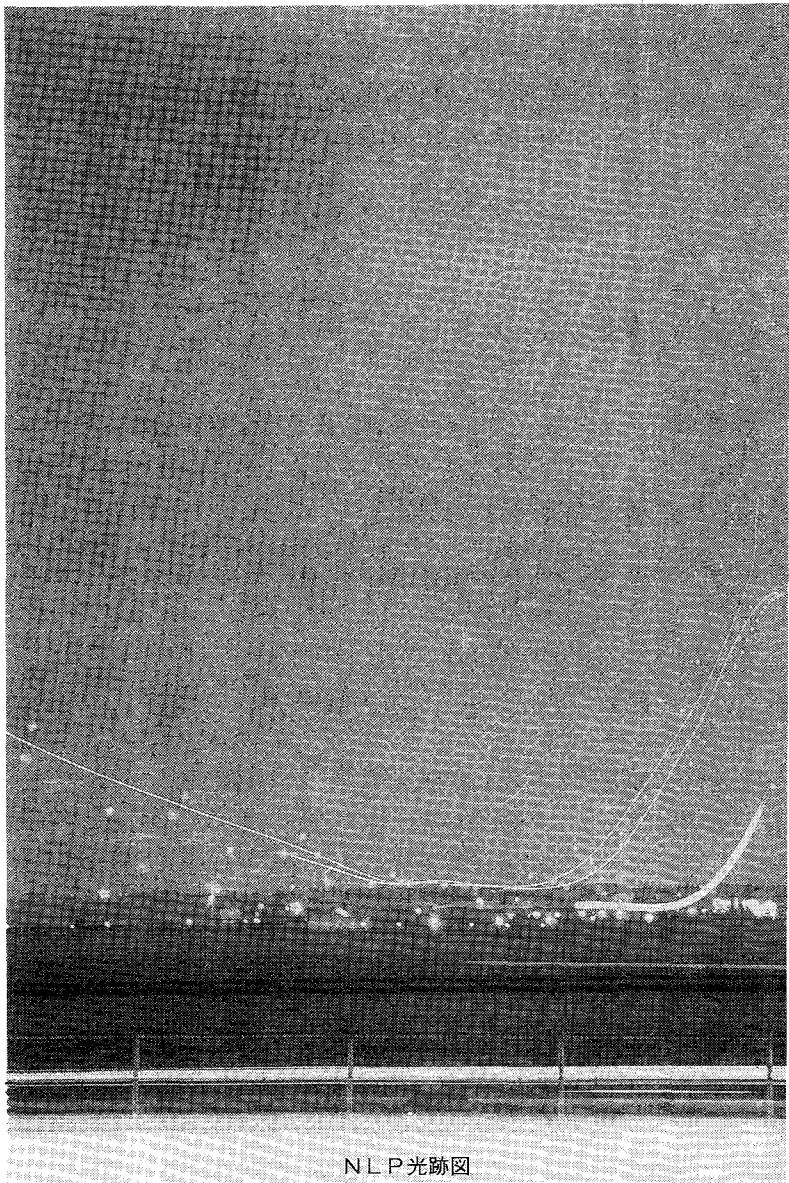
九州ローパス TEL 096 (345) 5904 FAX 096 (343) 2421

「安保再定義」

厚木

金子ときお
厚木基地爆音防止既成同盟

相互・支援・財政 実成既で先行 運用が



NLP光跡図

日米安保共同宣言を始めとする今回の一連の『安保再定義』関連の合意を見ていると、厚木基地においてはこの間の実態を追認し、合法化したものといえます。そして、『転んでもただでは起きない』日本政府の基地問題に対する姿勢が見えてきます。

沖縄県での反基地闘争の盛り上がりの中で基地を縮小・撤去すると見せかけながら、実質、日米の軍事力を強化し

ていく。そうした姿が写し出されています。厚木基地での具体例をいくつか報告します。

① 硫黄島へのNLP訓練施設の建設と関連する援助

厚木基地周辺でのNLP（夜間離発着訓練）反対の声のもとに、政府は小笠原諸島の硫黄島にNLP訓練基地を建

設、NLPに限っていえば、昨年からはほとんどの訓練が硫黄島で行われるようになってきました。しかし、そこは『ころんでもただでは起きない米軍』、硫黄島への距離があるため、燃料代がかさむなどの難癖をつけ、結局は日本政府が燃料代を持つことになり、さらに現地の施設もすべて思いやり予算で整備、米兵にとつての快適環境が確保されています。

しかも、厚木基地での我々の要求、空母艦載機は「空母から硫黄島へ、硫黄島から空母へ」と言う、『直結方式』はまったく無視し、NLPは硫黄島で行うのが多くなったものの、他の訓練、例えばDLP（昼間離発着訓練）やタッチアンドゴー訓練は厚木で行っており、爆音被害は減っていないというのが現状です。

② 地下燃料タンク群の完成とホットピットの建設もくろむ

昨年十二月二二日の米軍準機関紙

「星条旗」は、厚木基地に米軍用地下燃料タンク五基が完成したと報道しました。この燃料タンクの建設も「付近住民の安全性確保」が名目であり、思いやり予算での建設です。タンクの容量は約八七〇〇万ℓでドラム缶約四万三五〇〇本分。従来約六千万ℓに比べ四割も増えている。

さらに今後、この地下燃料タンクと併せて飛行機がエンジンをかけたまま給油ができる「ホットピット」という施設を建設するとも報じました。この「ホットピット」が完成すれば現状よりも密度の濃いNLPをはじめとした離発着訓練ができるようになり、基地はますます強化されます。

「ホットピット」は現在日本国内では岩国基地と硫黄島でしか確認されており、厚木基地がますます強化されようとしている証拠です。

この地下燃料タンクの建設についても当該自治体である綾瀬市はまったく知らないと言っており（知っていても知らないと言っている可能性も）、日本政府や防衛施設局、そして神奈川県に対応は許しがたいものです。

基地が住民の知らない間に次々と強

化され、その情報が当該自治体にも提供されていないことは、この間の各地の基地でも同様です。こうした点についてもつと問題にすべきでしょう。

③ 厚木基地の航空管制業務の実態

四月十二日の午後、厚木基地に着陸しようとした海上自衛隊の対戦哨戒機P3Cが二機も、エンジントラブルのため、四つあるエンジンのうち一つを止めて（止まって）緊急着陸しました。この時は滑走路も閉鎖されました。

さらに五月二日の午後には米軍のF18ホーネットが燃料欠乏という極めて初歩的な、そして恐ろしいミスのため緊急着陸しました。

これら相次ぐ事故に対し、自衛隊も米軍も小さな事故として無視しようとしていますが、こうした事故の積み重ねが重大事故に繋がっていくのは必然で、現状は極めて危険と言わざるをえません。もう一つ問題なのはこうした厚木基地の離発着の航空管制業務を行っているのがすべて海上自衛隊だという点です。自衛隊の航空管制官が米軍機も

含め厚木の航空管制業務を行っており、日米両軍の共同行動と言いか自衛隊の後方支援がもう何十年も前から行われているのです。

◆ 今回の米軍機の燃料欠乏による緊急着陸はさしいわい大事故にはなりません

◆ でした。もし、事故になっていた場合、海上自衛隊は管制業務上、どう公表し、どう責任をとるのでしようか。後方支援の責任の取り方などもっと明らかにしてもらいたい。

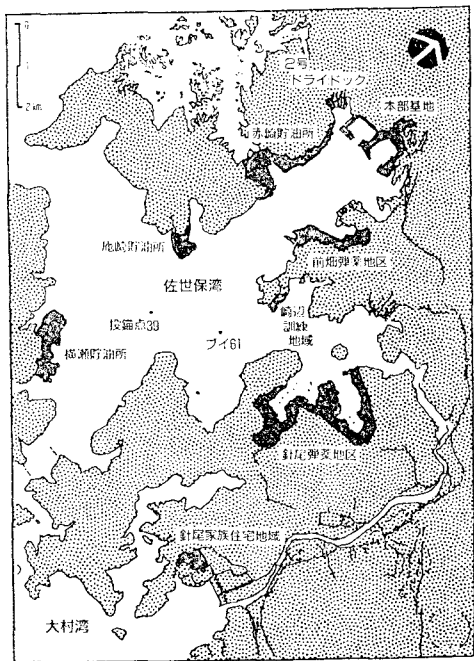
佐世保

アラブ、アフリカ までならむ

揚陸艦隊

米海軍佐世保基地は、アジア太平洋地域に展開する第七艦隊への燃料と弾薬の補給が主要な任務であった。沖縄に駐留する海兵隊を前線に投入する揚陸艦隊が配備されるため、ともすれば強襲揚陸艦ベローウッドなどの派手な動きばかりが目され、補給ステーション

篠崎正人
市民ネットワークさせぼ



わが町と 「安保再定義」

シオンとしての側面が忘れられがちであった。

その揚陸艦隊に対する佐世保基地の任務は訓練よりも休養・補給・整備が主たるものであり、基地の存在としても「アジア地域的」なものであった。しかし、九四年のいわゆる朝鮮半島

危機に前後して、補給対象地域と部隊に変化が現れてきた。

現在、日本を含む西太平洋地域の補給を担当している部隊は、シンガポールに司令部を置く「西太平洋補給司令部」(COMLOG・WESTPAC)であるようだが、この司令部の名称と

任務が変更される動きが出てきている。米軍のリストラの一環として太平洋地域を担当する司令部に再編されるのではないかということである。

佐世保に出入りする補給・輸送艦船の所属部隊や行動範囲を調べてみると、次のようなことがわかる。

- ①燃料を輸送する大型タンカー(海上軍事輸送コマンド・MSC所属)は、中東(クウェート)から東太平洋(ハワイ)までをカバーし、佐世保に入港している。
- ②弾薬輸送艦(MSC所属)は、従来の海軍・海兵隊の弾薬輸送だけでなく、陸軍の弾薬輸送も担当し始めた。
- ③事前集積艦は、海兵隊用の艦船(MPS)だけでなく陸軍用の事前集積艦(ARF)も入港し、海兵隊の戦闘機材を輸送している。
- ④事前集積艦や貨物輸送船は、米本土から直接入港するケースが増えている。

佐世保に配備されている揚陸艦隊の行動が西太平洋のみならず、インド洋を越えてアフリカ・アラビアにまで範囲を広げていることと合わせ、佐世保基地の補給能力も「安保再定義」を先

深まった「米国の戦争」への加担

この事実を日本のマスコミはどのようにとらえているか

四月十七日に行われた日米首脳会談とそれに続く「日米安全保障共同宣言」(要旨はカコミ参照)は、日本の国民にとっては唐突なものだったが、まさしく安保の「再定義」、つまり実質上の改定に等しい内容を含むものだった。それは、(1)安保条約に基づく米軍の駐留の目的は、日本防衛以外に「極東における国際的平和及び安全の維持に寄与するため」(第6条)とされているが、今回の宣言ではこの「極東」(政府の定義はカコミ参照)が「アジア太平洋」に広げられた。既成事実を公式に追認した訳だ。ま

取りするように広がっているようだ。今、日本本土の空港を米軍が利用している状況について注目が集まっているが、航空機よりも速度は遅くても広い展開範囲を持つ艦船の動きは、安保再定義あるいは二一世紀に向けた米軍

の戦略を如実に示すものとなっている。アジア・太平洋の武力によらない安全保障相互信頼を実現するためにも、基地撤去へ向けた二層の取り組みが求められている。

青木雅彦
反戦ドタバタ会議

日本国憲法の「再定義」

た(2)日米の軍事的共同作戦を規定する「ガイドライン(日米防衛協力指針)」の改定に合意した。今回の改定は日本側が法的措置の義務を負わされることになるだろう。これまでは自衛隊のための有罪法議論だったが、以来米軍への義務を果たすという名目でこれが再燃している。日本の外交の選択肢の少なさから、冷戦後の安全保障はひたすら米軍への支援一辺倒の路線を選択してしまつた訳だが、それは一層深く米国の戦争に荷担せざるをえない。ここから(3)これまでタブーとされてきた「集団的自衛権」(カコミの政府解釈を参照)を行使せざるを得ない立場に立つことになる。もちろん憲法の根幹に触れる問題だ。この宣言の後自民党の首脳から改憲発言が飛び出しているのも当然。安保の再定義と言うより、憲法の「再定義」だという指摘の方が本質を突いている。

各紙の主張は分かれる

この歴史的事態を、世界に発行部数の多さを誇る日本の主要紙はどう伝えよう。筆者の印象では事態の重要性

をそれほど重く受け止めていないようだった。四月十八日付け社説見出しは次のようなものだった。朝日「これは実質的な改定だ―日米安保を考える―」毎日「安保の核心は信頼だ―有事研究は憲法の枠内で―産経」冷戦後の日米安保に指針―有事対応で首相は指導力を―読賣「二十一世紀への安保再構築のために」。

これらの社説から重要な論点(ことに簡単に各社の主張の違いを見てもらう)。

◆「極東」と「アジア太平洋」 「安保体制はいつの間にか『アジア太平洋』という、広大で、範囲がいまいちな地域に在日米軍を展開させ、それを日本が支援するという仕組みに変わってしまったのか」と朝日は、安保対象地域の「再定義」に敏感に反応しているが、他3紙は過去の政府見解との整合性は問題にしていない。

◆「極東有事研究」 読賣、産経は歓迎。読賣は「現行の政府解釈では、米軍への支援が具体的にどこまで許されるのか。それで有事の場合も十分に機能するのか。」と新たな立法措置を促している。また産経も、「日本周辺で紛争が発生し

[衆議院予算委員会 夏目防衛局長答弁1983.2.22] 首尾一貫して変わらないことは、まず、自衛隊は自衛の範囲でしか行動しないということ、わが国を防衛するために必要な限度内で行動するということが第1点、これは変わっていないということはお認めいただけると思います。第2点は、米艦艇の防衛を主目的として、もっぱらそれを目的として行動することはないんだということ、それから第3点は、アメリカがわが国の防衛のために行動しているということ、そういう前提を踏まえて私どもがその米艦艇を守ることはわが国の自衛権の範囲ではないかということを示しているわけで、その基本的なラインというのは、丸山答弁以来いささかも変わっていないというふうに思っております。

参議院予算委員会 角田法制局長官答弁 1983.4.1
わが国が集団的自衛権の行使ができないというのは、これは憲法9条の制約であるわけです。その憲法9条の制約というのは何かと云えば、わが国の自衛権のために必要最小限度の武力行使しかできないというわけでありまして、したがって、個別的自衛権の場合でもその自衛の枠を超えるものは無論できないわけでありまして、いわずやその集団的自衛権、なぜできないかというのは、いま申し上げたような自衛の枠を超えるからできないわけですから、いったん武力攻撃を受けた後でも、そういう集団的自衛権が自由に行使できるというようなことはあり得ないと思います。

にいう「戦闘作戦行動」とは、直接戦闘に従事することを目的とした軍事行動を指すものであり、したがって、米軍がわが国の施設・区域から発進する際の任務・態様にかかる行動のための施設・区域の使用に該当する場合には、米国はわが国と事前協議を行う義務を有する。イ わが国の施設・区域を発進基地として使用しようとする戦術作戦行動の典型的なものとして考えられるのは、航空部隊による爆撃、空挺部隊の戦場への降下、地上部隊の上陸作戦等であるが、このような典型的なもの以外の行動については、個々の行動の任務・態様の具体的内容を考慮して判断するよりほかない。ウ 事前協議の主題とされているのは、「日本国から行われる戦闘作戦行動のための基地としての施設・区域の使用」であるから、補給・移動・偵察等直接戦闘に従事することを目的としない軍事行動のための施設・区域の使用は、事前協議の対象とならない。以上でございます。

◆集団的自衛権

参議院決算委員会政府提出資料 1972.10.14

国際法上、国家は、いわゆる集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化されるという地位を有し

る光栄を有します。合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動(前記の条約第5条の規定に基づいて行なわれるものを除く。)のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。

衆議院外務委員会提出政府統一見解

1968.4.25

日本政府は、次のような場合に日米安保条約上の事前協議が行われるものと了解している。(1)「配置における重要な変更」の場合 陸上部隊の場合は1個師団程度、空軍の場合はこれに相当するもの、海軍の場合は1機動部隊程度の配置(2)「装備における重要な変更」の場合 核弾頭及び中・長距離ミサイルの持込み並びにそれらの基地の建設(3)わが国から行われる戦闘作戦行動(条約第5条に基づいて行われるものを除く。)のための基地としての日本国内の施設・区域の使用

[衆議院沖縄北方特別委員会 高島条約局長答弁 1972.6.7]

ここに戦闘作戦行動とは何かということにつきまして、わがほうの見解を申し上げます。…ア 事前協議の主題となる「日本国から行なわれる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用」

仕組みを進展させるため、両国が共同して作業をする一 両国は、CTBT交渉や軍備管理等の問題について協力を行う

◆極東の範囲

政府統一見解 1960.2.26

一般的な用語として使われる「極東」は、別に地理学上正確に固定されたものではない。しかし、日米両国が、条約にいうとおり共通の関心を持っているのは、極東における国際的平和及び安全の維持ということである。この意味で実際問題として両国共通の関心の的となる極東の区域は、この条約に関する限り、在日米軍が日本の施設及び区域を使用して武力攻撃に対する防衛に寄与する区域である。かかる区域は、大体において、フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であって、韓国及び中華民国の支配下にある地域もこれに含まれている。

◆事前協議

[安保条約第6条の実施に関する交換公文(1960・1・19岸・ハーター交換公文 日本側往簡)]

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に言及し、次のことが同条約第6条の実施に関する日本国政府の了解であることを閣下に通報す

キーワード

一文書と公式発言

青木雅彦・編

◆「日米安全保障共同宣言」

(1996.4.17 東京)

<概要>

アジア太平洋地域は不安定であり、朝鮮半島の緊張は続いている一

日米安保に基づく米国の抑止力が日本の安全保障の拠り所一

日本における在日米軍の現在の水準を維持する一

日本は米軍基地の維持のために財政的支援を継続する一

七八年の「日米防衛協力指針」の見直しを始める一、「日本周辺地域」での有事に備えた日米協力の研究を始める一

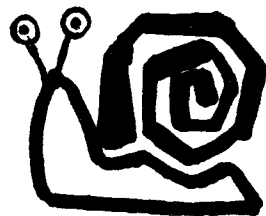
ACSA(物品役務相互融通協定)締結を評価する一

防衛技術交流を充実させる一

弾道ミサイル防衛研究に協力を行う一

沖縄の基地問題に関しては、SACO(沖縄に関する特別行動委員会)最終報告を今年十一月までに結実一

アジアでの他国間の地域的安全保障の



控訴にあたっての声明

一九九六年五月二二日 湾岸戦争への九〇億ドル支出・自衛隊掃海部隊派遣（差止）違憲確認国家賠償請求訴訟の控訴にあたって

原告団・弁護士 控訴声明

去る五月一〇日、湾岸戦争への九〇億ドル支出および自衛隊掃海部隊派遣の違憲確認の訴えは却下、損害賠償請求は棄却との判決を受けたが、その結論、理由ともに到底承服することはできないので、本日、東京高等裁判所に控訴した。

私たちは一九九一年三月に提訴し、今年二月七日の結審に至るまで五年間、二〇回にわたる口頭弁論を通じて、詳細な主張をし、これを裏付ける一千点以上の書証を提出、三名の証人と四名の原告本人の尋問を通して湾岸戦争が国連憲章や国際人道法などにも違反し、多国籍軍による一方的殺戮行為であったこと、そして日本政府による九〇億ドル（約一兆一七〇〇億円）支出、自衛隊掃海部隊の派遣が参戦行為そのものであり、憲法が保障している平和的生

存権及び納税者基本権を否定する違憲・違法な行為であるということを明らかにしてきた。

これに対し判決は、参戦行為の実態は一切触れることなく、ただ訴訟形態、平和的生存権・納税者基本権の法律論的解釈のみに終始し、私たちの受けた精神的苦痛についても、単に「公憤ないし義憤」に過ぎず、法的保護に値しないと一蹴した。

行政訴訟・民事訴訟等の訴訟形態を例示し、いずれの訴訟にもなじまないとしながら、国民の裁判をうける権利を否定したものではない、という矛盾した論理展開、「平和」という概念が抽象的である、という一点張りでの平和的生存権を否定しようとしたゆえに大変無理のある理屈、過去の判断を踏襲しただけのなんの努力のあともみられない「納税者基本権」否定の論理、そして私たち一番の原告一〇六七人は、元兵士、原爆被害者、戦争体験から憲法の平和主義を人生の支えとしてきた学者・教師、憲法の平和理念を実現すべく紛争地での人権活動をしてきた者、イラクに何回も行き子供

とはできない。

多くの原告は、裁判所の理不尽な対応に怒りと失望を覚え、また司法そのものの限界を感じ、他の方法によりこの訴訟に参加したさまざまな思いを実現するために活動の場を求めて巣立って行く。一八七名の原告は控訴審において一審判決を徹底的に批判し、参戦行為の違憲・違法確認、平和的生存権・納税者基本権の確認を追求していく決意である。

今後ともご注目下さい。

たちの救援活動をしてきた者等、さまざまな思いをもった人たちが構成されているが、個々の内心的苦痛を検討することなく、いきなり「公憤」「焦燥感」などの言葉で十把ひとからげにされてしまうのも腑に落ちない。それにあれほど時間をかけて論証して来た参戦行為の実態について一言も触れないというのは何事か、という気持ちで一杯である。

原告のほとんどは今回が初めての裁判経験であるが、裁判所というものはこれほど理屈のとおらないところなのか、判決文ももってまわった内容で意味不明の部分が余りにも多いというのが率直な感想である。

「平和的生存権」を裁判所も国も否定するが、現在では国連並びに国際社会もこれを固有の人権として認めようというのが趨勢である。日本国憲法の先進性を司法自らの手で否定することは愚行以外のなにものでもない。

湾岸戦争への加担行為は、武力による威嚇又は武力の行使を放棄した平和憲法下、初めてなした参戦行為であり、これをきつかけに政府は「国際貢献」の名のもとに自衛隊の海外派兵をなしくずしに行っている。 私たちに続く子々孫々のためにも、この違憲行為をこのまま見過ごすこ



が「安保再定義」の狙いであろう。米軍がアジア太平洋規模で動くことを日本が保障し、それに引きづられて自衛隊も海外での作戦行動を取るという選択でもある。私たちは、このような決定の権利を日本政府に与えた覚えはない。

必要なことは、軍事同盟としての「安保」ではなく、日米両国民衆の相互の信頼を基礎にした連携を約し、軍事力によって国際的な関係を維持していく方法を変える道を探ることができるとは思わない。そのためには、米軍が住民の人権や生活権をおびやかしてしか存在しえないことや、安保・基地の差別性を具体的に検証する作業が必要である。しかるに今回の首脳会談で、地位協定の全面見直しを求めた沖縄県案は一切無視された。超低空飛行や弾薬輸送などによる人権侵害の問題は切実であるにもかかわらず、何一つ検討された気配はない。

岩国では――

しかし、他方では、楚辺通信所に象徴されるように沖縄の土地の強制使用をめぐって期限切れになった土地を政府が不法に占拠するという構図が誰も目にも明らかにするという痛快な状況が続いている。九七年

五月には、さらに三千人もの土地が期限切れを迎える。政府はこれを強権的に国家権力によって強制できるような特別立法の制定で乗り切ろうと検討を始めたという。これは「法治国家」を自らかたがた捨てようとする選択である。法律とは何なのかが民衆の前にさらされることになる。

二〇年かけて沖縄から基地をなくしていくという、基地の撤去に向けた沖縄の闘いは本格的に始まったばかりである。この問題の行方次第で、四万七千人体制の維持や安保そのもののあり方に風穴があく可能性もある。それを前進させるには、沖縄県以外の市民がどこまで安保、基地、地位協定を、自らの課題として位置づけるかにかかっている。私たちは二つの点を戦略的課題にしようとして取り組みを始めている。

在日米軍の規模と機能を維持したまま、一方で沖縄の基地の縮小・再編を行おうとすれば、必然的にモグラ叩きの構造になる。出てくるモグラは、出来る限り早い段階で叩くのが最良の方法である。問題は沖縄から出る基地の受け入れ先と目される地域での、自治体ぐるみの運動をどうつくるのかである。普天間基地の機能の一部が移転されると発表された岩国では、自治体へ

いことを事実として示す必要がある。地位協定は安保の実体そのものであるが、住民の人権より、軍の運用を優先させる差別的な中身を持っていることをあらゆる側面から追及するべきであろう。広島では、低空飛行と弾薬輸送の問題を通じて、地位協定や基地の差別性を訴える努力を進めている。

沖縄の基地縮小問題が焦点化するほど、岩国の基地強化がクローズアップされてくる関係にある。この問題の行方次第で、米

国が固執する五万九千人体制の維持や軍事同盟としての安保そのもののあり方に風穴をあける可能性もある。沖縄、福井、高知などに見られるように自治体・地域からの声が政府の政策と対峙し、それを左右できる兆しが見えてきている。その時代の風に乗る、かつ風を強めていくためにも住民の世論をバックにした自治体に注目したい。

原子力艦入港情報

(82)

1996.4.21~5.20

S=原子力潜水艦(原潜) スタージョン級
L=原子力潜水艦(原潜) ロサンゼルス級

横須賀

なし

横須賀小計(うち原潜): 6(6)

佐世保

なし

佐世保小計(うち原潜): 4(4)

初代比子(沖縄・勝連町)

なし

初代比子小計(うち原潜): 3(3)

●1996.1.1から5.20までの各地の原子力艦入港数:

() 内は原潜	
横須賀	6(6)
佐世保	4(4)
初代比子	3(3)
合計	13(13)



● 以前「今月は編集後記が一番よかった」と言われ、そうかじゃあ次は全編編集後記にしてやろうなどと馬鹿なことを思いついた。しかしではその号の編集後記はどうなるのかと考えている内に眠ってしまった。結局その企画はボツとなった。作り手の時々の健康状態思考内容喜怒哀楽言語道断焼肉食食などがカオスを織りなすこのコラムに命をかける男(ま)が三五年ぶりに魔界より生還した。よって一挙二本掲載とする。(た)

● (や)さんは屋根の上で両手をバタバタと動かし、カアカアと鳴いている。(た)はズボン膝まで下ろし三泊眼で床を這い回っている。(ま)は頭にフンドシを締め、「白鳥の湖」を優雅に踊っている。と書いたところ、(や)さんはお止めなさいとイカリをあらわにした。しかしやはり書いてしまうのだ。(ま)

● 事務所の「守護神」が最近右傾化している。程近い駐輪場にどすと座り、あたりをヘイゲイしていた孤高の野良猫だったのだが、このところ「んにゃおう」などと女子高生のオネエさんにおもねったりしているのである。ヒョータンツギの神よ、彼をキタエ直しておくれ。(ま)

● 家族に勝負の世界に関わるものがある家庭のコトは、そんなことに縁のない人には想像出来ないものにちがいない。それこそ試合の日にはその勝負のみが世の中すべてになってしまう。

地域から、声を

の事前の相談もなく頭ごなしに政府がかつてに計画を決めたことに不満が爆発し、岩国市長と山口県知事は首脳会談の直前、基地強化には絶対反対であることを急遽国に申し入れた。しかし自治体であれば、どこかで腰くだけになることは目に見えている。実際、橋本首相が直接陳謝しただけで、両首長はもう落ちたも同然で、政府との間の協議会を設置し、話し合いのテーブルについてしまっている。岩国市としては、「協議会は、普天間からの移設について話し合う場ではなく、むしろ基地に対する様々な要求に対して正式に回答させる場」としてとらえており、「そこで国側に誠意がなければ、移駐の話に応じるつもりはない」としている。この姿勢を後退させない、それをさらに押し上げる民衆の声が不可欠だ。今時、基地の敷地が四十%も増える海外基地がどこにあるかという不満に依拠して、岩国基地の強化に反対する運動を全国的な規模でどう作るかが問われている。

他方、基地のない地域に暮らす多くの民衆との関連では、安保・基地が住民の基本的な人権や生活権を脅かしてしか存在しえな

会計報告

(96.4.23~96.5.21)

[収入]

○前月からの繰越し	302,345
○今月の収入	39,000
会費収入	33,000
(内訳)	
維持団体	0
維持個人	1,000
参加団体	0
参加個人	8,000
通信会員	24,000
カンパ収入	6,000
預金利子	0
資料収入	0
運動収入(ハガキ収益)	0

[支出]

●今月の支出	278,877
事務所代(5月分)	40,000
水道光熱費	2,551
電話FAX費(2月分)	14,434
郵送費	81,238
文具・備品	0
印刷・コピー代	139,874
郵便振替等手数料	780
雑費	0
●次月への繰越し	62,468

*行動費は行動プロジェクト毎の独立採算となっているため、それにあてはまらない収支のみがこの欄に計上されます。

のだ。実は、何を隠そう私メは勝負師の女房。それで今世事はいっさい上の空。明日決着がついたらまじめに考えます。それまで迷惑かけますが、ちょっと待っててください。(や)

●今年の四月に職場がかわった。そこは在日米軍施設の返還地だった。またかよ、という気がした。前の前の職場も米軍基地に隣接していた。とことん米軍基地についているなと思ったのだ。なんのことはない。神奈川にはいっぱい基地があるだけの話。今度の職場の返還地は「平和公園」だって。ちょっと笑わせるぜと言いたくなる。返ってきたところだけ「平和」だなんて。それはないだろう。(リボンの騎士)

財政ピンチの季節です。

会費、カンパを
よろしく!

●今月は「会費納入・夏季カンパのお願い」を同封させていただきました。いつもお金、お金…とおさがせして申し訳ありません。キャッチピースの財政は半年ごと

に赤字に転落し、ボーナス時期に回復という軌跡をたどっています。今年も、例外的に五月号で「黒字」の会計報告をすることができました。しかし、明日事務所の家賃を払うと、このニュースの印刷も発送も借金しなければならぬというジリ貧の状態は例年のとおりです。高い理想への道もまずはキャッチピースの財源確保から…という現状の中で、読者の皆さんから寄せられるお金のありがたさを忘れたことはありません。どうか今回もよろしくお願いいたします。(会計・や)

月刊キャッチピース

No.42 (通巻121号)

発行●脱軍備ネットワークキャッチピース

連絡事務所●〒222 横浜市港北区錦ヶ丘

10-4 ハイッ幸1-B

☎ 045(433)3483

FAX 045(593)1824

E-MAIL QZT04441@niftyserve.or.jp

編集●月刊キャッチピース編集委員会

郵便振替●00160-7-136148キャッチピース

定価●100円(通信会員年間3000円)